

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「個人情報削除してあげる」
「公的機関をかたる詐欺
が急増

「生活保護センター」を
名乗る人から「あなたの
個人情報3カ所に漏れ
ている。2カ所は取り消
せたが1カ所(A社)だけ
は取り消せない。代理の
人を立てる必要がある」
という電話があり、ボラ
ンティア団体の人が代理
人になってくれることにな
った。するとA社から
連絡があり、自分に振ら
れている「番号」を教えら
れた。その後代理人から
「書類に書くのに必要」と
その番号を聞かれ教えた
ところ、A社から「番号
を他に教えたのは違法行

為になるため、社員が逮
捕された。あなたが保釈
金1千万円払うように」
と求められ、宅配便で現
金を送った。
(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

公的機関等をかたり「個人
情報が漏れているので、削除
してあげる」等と持ちかけ、
最終的にはお金をだまし取る
手口が急増しています。相手
にせず、すぐに電話を切りま
しょう。

一度お金を支払うと取り戻
すことは極めて困難です。絶
対に支払ってはいけません。

飲み物と間違えて
洗剤等を飲んでしまった

【事例1】

認知症の母が、飲み物
と勘違いして買ってきた
食器用洗剤を冷蔵庫で保
管し、飲んでしまった。
(当事者…70歳代女性)

【事例2】

茶洪を取ろうとマグカ
ップに漂白剤を1センチ
ほど入れて、そのまま外
出した。帰宅後、そのこ

とをすっかり忘れて、そ
のマグカップに牛乳を入
れて飲んでしまった。
(当事者…60歳代女性)

【事例3】

田畑の作業中にのどが
渴き、ペットボトルに入
れていたガソリン入りの
混合油に誤って口を付け
てしまった。
(当事者…70歳代男性)

【ひとこと助言】

高齢者が食品以外のものを
誤飲するケースが見られます。
多くは飲料と間違えてしま
うことが原因です。洗剤や殺虫
剤、ガソリン等をペットボト
ルやコップ等に移し変えるの
は間違いのものです。絶対に
してはいけません。家族や周
囲の方も、製品の使用や保管
に十分注意を払いましょう。

友人からの紹介でも
きつぱり断つて！
マルチ商法の勧誘に注意

友人に紹介された人が
自宅に来訪し「会員にな
れば1箱1万3千円で体
に良い飲料水を購入でき
る。登録料は2箱購入す

れば免除。人を紹介する
とボーナスがもらえる」
と言われ、断りきれずに
契約した。目が不自由な
ため契約書はその人に書
いてもらった。その後、
商品が届いた際に、宅配
業者から宛名ラベルには
業者の住所も連絡先も書
いていないと教えてもら
い、不審に思った。解約
したいが、一人暮らしの
ため書類が読めず連絡で
きない。
(当事者…70歳代男性)

【ひとこと助言】

他人に商品を紹介し購入に
つながればマーケティングが得られ
ると誘う、マルチ商法の勧誘
です。親しい人や仲間からの
紹介、誘いは断りにくいもの
ですが、断る勇氣も必要です。
自身も友人を勧誘することに
より、その人との関係を壊し
てしまうこともあります。

一人暮らしの障がい者や高
齢者の家に見知らぬ人が出
入りにしてこないか、周囲の人が
日ごろから気を配りましょう。

*3件すべて国民生活セン
ター見守り新鮮情報より抜粋。

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番(悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

食の安全サポーター研修
現地・浅草へ行こう！



日本の台所で新鮮な食材を
確認してみませんか。

◇日時 11月29日(土)午前8
時(役場駐車場集合)

◇参加費 1200円(高速
代、駐車料金)

※その他、昼食代は各自負担

◇募集人数 20名

◇申込期限 10月31日(金)

◇問合せ・申込 村消費生活
センター